

六の高等警察... 昭和十七年五月九日

昭和十七年

執務参考綴

(甲)

保存期間
必要期間

不口不口派遣憲兵隊

UP. L. L. AT #
IL0120
2/13 145

16

3929
WPC
468

81.05.17

83-397

10

◎日本證券取引所の職員にして命令を以て定むる者（日本証券取引所法第三十條）

◎木炭保蔵組合の役員（木炭保蔵法第十條）

◎臨時金融整理會の職員（臨時金融整理會法第十八條）

等其の例は在りたゞらぬが此等の例に依りて是の如く臨時金融整理會の役員第十八條ノ一の適用は之を刑法の收賄罪の規定が適用せられるのである

(4)

別紙

◎ニマルコス主義ノ定義

ニレニニ主義ノ定義

三第一「インターナショナル」ノ定義

四第二

五第三

六第四「インターナショナル」ノ崩潰原因

七共產主義トハ如何

◎一、社會主義ノ論理

二、共產主義

三、革命ト戦争

四、労働階級政府

五、共產主義ノ正シキ論理根據

◎一、辯證論

二、唯物主義ノ定義



三、全體主義戰爭

四、獨裁政治

五、社會主義ノ運命

六、聯合戰線トハ如何

七、マルコス主義ト運命

以上 概略

◎ 樞軸國ハ此ノ戰爭ニ於テ何ヲ目的トスルヤ

(1) 日本、獨逸、伊太利ハ世界ヲ三分セントノ野望ノ下ニ弱國ヲ倒シ
各物資、原料ヲ盜ミ取ルカ戰争ノ目的ナリ

(2) 樞軸國ハ過去ノ條約ヲ破棄シ自己ノ欲スル儘ニ橫暴ヲ極メシカ爲
メニ民衆主義國家ヲ社會主義國家ヲ打倒センカ爲ナリ

(3) 「フアシスト」ノ目的ハ資本主義ヲ破大セシメカ爲ナリ
(4) 「フアシスト」ノ敵ハ英國、米國、支那、露亞等ナリ

(5) 「フアシスト」ニ反抗スル爲ニ我々征服サレタ國ハ一體トナルヲ
要ス

(6) 「フアシスト」ニ反抗スル爲資本家及勞働者ハ一體トナルヲ要ス

(7) 「フアシスト」ニ反抗スル爲ニ帝國主義ト民衆主義トハ一時戰爭
ヲ中止セオハナラヌ(本項ノミ意味不明)

(8) 「フアシスト」ニ反抗スル爲ニ大西洋憲章カ生レタリ
(9) 「フアシスト」ニ反抗シ我々ノ自由ヲ得ル爲ニ全世界ノ社會主義
者ト全世界ノ勞働者ト結合セオハナラヌ

(10) 各國ノ屬國モ「フアシスト」ニ反抗スル爲結束セリ

◎ 「フアシスト」ハ必ス滅亡セン

(1) 「フアシスト」軍ハ財産ヲ掠奪シ婦女ヲ強姦ス

(2) 露國ハ強大ニシテ獨逸モ終ニハ滅亡セン

(3) 獨逸ニ有スル最新式ノ機械ハ米國ニモ生産可能ナリ

(4) 征服セラレントスル印度及支那等モ「フアシスト」ニ反抗センカ
爲戰ツテ居ル

◎ 比島ハ日本軍ニ征服サレタ

(1) 日本ハ何ソノ目的ヲ以テ此ノ戰爭ヲ開始シタルヤ、日本ノ目的ハ
亞細亞ヲ統一シ後世界ヲ統一セントスル野望ニアリ之レハ田中男

嘗カ一九二七年ニ天皇陛下ニ上奏セル覺悟ニアリ

(2) 田中男爵ノ上奏ハ日本ノ爲ニ最善ノ手段ナリ

(8) 一九三三年七月七日ニ日本軍ノ目的トシテ先ツ支那事變ヲ起セリ

一九四一年十二月八日ニハ今回ノ戰爭ヲ起セリ

◎日本カ比島ヲ征服シタ後何ヲ爲シタカ

(1) 先ツ比島ノ自由主義ヲ廢シ又政黨ヲ許可セス「ガオツフ」、「ナシヨナリスター」及労働組合ヲ破壊セリ

(2) 我々ノ婦女ヲ恥シメ又財産ヲ奪ヒ家屋ヲ燒却シタリ

(8) 幾多ノ比島人ヲ殺害シ又ハ苦シメ其ノ上「ラジオ」ヲ擧取セシメス我々ノ耳迄竊ヘリ

(4) 比島人ニ獨立ヲ與ヘ之ヲ好餌ニ日本ニ服從セシメントシテキル

◎日本政治家ハ比島ニ對シ何ヲ行ツタカ

(1) 比島人内ノ「ゲリラ」ヲ歸順サセタ爲ニラウレン等ヲ道具ニ使用セリ

(2) 「カリバビ」等ヲ作り日本ニ協力セシムル爲ニ比大ノ團結ヲ圖リ等

タリ
(8) ラヨグ、クユーガン、ラミレス(註 歸順共產黨員)等ハ日和見

主義テ現在日本軍カ使喚シテキル

(4) 「P.K.P」ハ日本軍ノ敵モ敵トスルモノナルカ故ニ主要人物ハ戰

争ノ當初ニ於テ逮捕セラレタリ

(5) 日本軍ノ施政ハ非常ニ上手テ此ノ方法ヲ日本軍ハ支那ニ於テモ實

施セリ
◎現在ノ革命ト我々ノ疑問

(1) 征服セラレシ比島ノ立場

(一) 比島ハ労働ノ國テ工業ノ國テハナイ然シ現在産出スルハ砂糖、

「コブラ」、烟草ナリ

(二) 日本ハ我々ニ工業ヲ與ヘシ心算ハ無イ

(三) 我カ國ハ未タ封建制度カ殘ツテ居ル又外國ノ宣教師其ノ他外人

カ多クノ土地其ノ他ノ財産ヲ所有シテ居ル、比島人ノモノニセ

不ハアラナイ

◎現在ノ我々ノ義務

- (1) 我々ハ日本ノ軍國主義ヲ驅逐スルヲ要ス
- (2) 日本ノ軍國主義ハ我々ノ現在ノ敵ナリ我々比島人ハ少シノ事ニテ
 時ヲ交ヘス現在ノ目的ニ向ツテ邁進スルヲ要ス
- (3) 自由主義ヲ守リ「フアシスト」ニ反抗セヨ特ニ日本軍國主義ニ反
 抗スルヲ要ス
- (4) 我々ノ革命ハ成功セス工業ヲ持ツ事カ出来ナイ
 我々ノ労働者ハ有産階級者ヲ掌握スルヲ要ス
- (5) 我々ノ革命ハ成功セス工業ヲ持ツ事カ出来ナイ
 我々ノ労働者ハ有産階級者ヲ掌握スルヲ要ス
- (6) 我々ノ革命ハ成功セス工業ヲ持ツ事カ出来ナイ
 我々ノ労働者ハ有産階級者ヲ掌握スルヲ要ス

第三 三 課

◎比島人全部カ同一主義ニ邁進スヘキナリ

- (1) 征服セラレタル比島ハ其ノ他ノ征服セラレシ國家ト共ニ叫ハン
- (2) 長期間征服セラレアル比島人ヨ一日モ早ク我々ノ比島トシテ獨立
 セン之レカ爲ニハ團結力最モ必要ナリ
- (3) 我々カ欲スル獨立ノ爲ニハ労働階級者カ革命ヲ起サネハナラヌ
- (4) 帝國主義ヲ驅逐スルノミヤハ駄目ナリ我々労働者問題検討スルヲ
 要ス
- (5) 侵略セラレタ我々トシテノ使命ハ早急ニ革命ヲ實施スヘキナリ
- (6) 獨立スル爲有産階級者ノ愛國心カ必要ナリ而シテ注意スヘキハ彼
 等自身ノ利益ヲ得シトスル者アリ

◎植民地ノ勝利ニ就イテ

- (1) 植民地ノ人間ハ皆苦シテ居ル又正當ナル自己ノ意見ヲ表明スル
 權利ヲ與ヘラレテキナイ
- (2) 帝國主義者ハ或ル一ツノ植民地ヨリ物資ヲ得、之ヲ以テ兵器ヲ製
 造シ又次ノ國家ノ侵略ヲ圖ル

- (3) 帝國主義國家ハ殖民地ヨリ物資ヲ得以テ自國ノ幸福ヲ圖ル
- (4) 世界中ノ殖民地カ一致團結シテ帝國主義ニ反抗スヘキナリ
- (5) 現在我々「ゲリラ」隊カ植民地ニ反抗シテ居ルニ對シ植民地住民諸君ハ我々ト共ニ戦フヘキナリ
- (6) 植民地ハ帝國主義ニ對シテ一致團結シテ反抗ニ出テスンハ勝利ヲ得ルコトカ出來タロトカラテモ決シテ遅クハナイ

◎協同建設ニ就イテ

- (1) 我々ノ戦争ハ植民地解放ノ戰ヲ他ノ戦争トハ意味カ違ス
- (2) 帝國主義國家ハ未タ植民地ヨリ充分ナル物資ヲ得テ居ナイ爲我々勞働者カ反抗スルコトニ依ツテ彼等ハ不成功ニ終ル
- (3) 我々カ死力ヲ盡シテ抗スルモ有産階級カ我々ニ協力シナイ限り決シテ成功シナイ
- (4) 我々勞働者ハ自由主義ノ資本家ヲ助ケ我々黨員ニ加入セシメルヲ要スルモ彼等自身ノ利益ヲ圖ル虞アリ注意シテ臨ム

第五 階級

◎我々ハ一致團結次第ノ闘争ヲ實行セヨ

- (1) 第一ニ日本ト戦フヲ要シ日本軍ヲ驅逐シ自由國家ヲ建設スルコト
- (2) 日本軍ニ對シ反抗スル者ハ全部我々同志ナリ之ニ違反スル者皆我々ノ敵ナリ
- (3) 又「フアシスト」主義ニ反抗スルモノモ我々ノ同志ナリ

◎我々ハ總ヘテ一ツノ目的ニ向ツテ邁進セン

- (1) 總テソソ組合ハ各前ハ違ツナモ目的ハ同一ニスル事トシ各組合ノ規則ハ其ノ體ニシテ比島ノ爲ニ日本ニ反抗スル體ニスレハ可ナリ
- (2) 組合内ニ是キタ問題ハ組合内ニ於テ解決セヨ
- (3) 我々組合同志ハ相互ニ助け合フコト
- (4) 我々ハ自分ノ地位ヲ考ヘス平時ナル立場ヲ以テ組合ノ爲ニ違サン

◎勞働者

- (1) 我々勞働者ハ何モ所持セヌカ我々ニハ力カアル
- (2) 道具ヲ持ツテ闘フ勞働者キ在ル
- (3) 百強モ勞働者ナリ

御都合主裁者ト云フモハ計登ト聞フモハサオイ但々自己ハ都合ハム

以下